8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出先）
〒640―8143 和歌山市二番丁３番地
和歌山地方検察庁　被害回復給付金事務担当　電話番号　073―422―4161（代表）

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長(和歌山地方検察庁検事正)に対して審査の申し立てをすることができます（提出先は上記８のとおり)。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申し立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申し立てがなされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定めるための処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分取消しの訴えは、当該処分にかかる裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。)に、国を被告として（訴訟においては国を代表する者は法務大臣となります。)、当該処分をした検察官が所属する検察庁（和歌山地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を平成24年２月28日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成24年４月27日　財務大臣　安住　淳

製造たばこの品目			製造国	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
紙巻たばこ	ハイライト・イナズマメンソール８・ボックス	ＦＫ　20本ハードパック	日本	410円
紙巻たばこ	ハイライト・イナズマメンソールワン・ボックス	ＦＫ　20本ハードパック	日本	410円

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。)第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成24年４月27日　経済産業大臣　枝野　幸男

名称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社九州シティライフ	福岡県直方市須崎町３番37号	互第8036号	平成23年８月29日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。)第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成24年４月27日　九州経済産業局長　広実　郁郎

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成24年６月26日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成24年６月26日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。

名称	本店の所在地	営業廃止年月日
株式会社九州シティライフ	福岡県直方市須崎町３番37号	平成23年８月29日

記

あて先　〒812―8546　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号
九州経済産業局産業部消費経済課
電話　092―482―5460

様式

申　出　書

九州経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

１　債務者の名称及び住所
２　債権額
３　債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第２１１号
大阪府泉南郡岬町孝子546番地の１
申立人　本山真須美
本籍和歌山県和歌山市本町４丁目18番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所大阪市東区法円坂町２番地１、死亡年月日昭和43年10月13日、出生の場所本籍に同じ、出生年月日大正３年９月12日、職業不明
被相続人　亡　小寺　ヤス
事務所東京都立川市曙町２丁目31番15号日住金ビル３階
相続財産管理人　司法書士　山口　達夫
和歌山家庭裁判所

平成２４年（家）第２１４号
和歌山県紀の川市貴志川町岸宮616番地２
申立人　應矢　惠子　外１名
申立人ら代理人弁護士　畑　純一
本籍和歌山県海南市野上新467番地、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所和歌山県和歌山市、死亡年月日平成20年10月31日、出生の場所和歌山県那賀郡長谷毛原村、出生年月日昭和22年７月11日、職業自営業
被相続人　亡　應矢　一則
事務所和歌山市四番丁34番地Ｙ・Ｍ四番丁ビル２階
相続財産管理人　弁護士　西　直哉
和歌山家庭裁判所